

部 長 各 位

市 長

## 平成28年度予算編成の基本方針について

### 1. 国の動向

わが国の経済について、内閣府の月例経済報告では、景気は、このところ一部に弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。先行きについては、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待される。ただし、アメリカの金融政策が正常化に向かうなか、中国を初めとするアジア新興国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクがある。こうしたなかで、金融資本市場の変動が長期化した場合の影響に留意する必要があるとしている。

また、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2015」（「骨太の方針2015」）を6月30日に閣議決定し、「経済・財政再生計画」を定めるとともに「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」を策定し、「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」を3本柱として推進し、人口減少の克服と地域経済の再生を推進し成長と財政再建の両立を目指すとしている。

これらを踏まえて、平成27年7月24日に閣議了解された「平成28年度予算の概算要求に当たっての基本方針」では、年金・医療費等に関する経費については高齢化に伴う自然増は認めるものの、それ以外の要因による増加などは、その内容を厳しく精査し、合理化・効率化に最大限取り組むものとし、義務的経費については定員管理の徹底も含め、聖域を設けることなく制度の根幹にまで踏みこんだ抜本的見直しを行い、可能な限り歳出の抑制を図るとしている。そのほか、「新しい日本のための優先課題推進枠」を設け、「骨太の方針2015」及び「『日本再生戦略』改訂2015」（平成27年6月30日閣議決定）等を踏まえた諸課題について要望できることとし、重点化を進めている。

平成28年度においては、これら国の経済財政運営の動向に注視し、特に地方再生に向けて新たに創設させる新型交付金などについては情報収集に努め、適宜適切に対応していく必要がある。

## 2. 本市の財政状況及び予算編成基本方針

平成26年度一般会計決算では、実質収支が約1億7千万円の黒字となったが、これは財政調整基金などの基金を9億9千万円余り取り崩したことによるもので、基金からの繰り入れを考慮した実質単年度収支は赤字となっている。さらに、経常収支比率についても、前年度に比べ1.1ポイント悪化し97.7%となり財政の硬直化が進んでいる。こうした状況が今後も続くと基金が枯渇して平成29年度に「赤字団体」に、平成32年度には「早期健全化団体」に転落する恐れがあり、早急に財政健全化計画を策定して、財政健全化に取り組まなければならない。

平成28年度の財政見通しは、歳入面では、市税の伸びが見込めない中で、普通交付税の合併算定替の特例が終了し、普通交付税が徐々に減少する見込みとなっており、加えて合併特例債発行可能残高が減少し、財政調整基金を始めとする基金残高は大幅に減少する。

一方、歳出面では子ども子育て支援新制度に係る施設型給付費など社会保障経費の増加や、公共施設の老朽化対策、退職手当債の償還額の増加が見込まれ、さらに厳しい財政状況となると予想される。

以上のことから、平成28年度予算編成に当たっては、中期財政計画及び行政改革推進計画に基づき、市税などの歳入確保、物件費等の削減、スクラップ・アンド・ビルドによる歳出削減措置に取り組むこととし、各部単位で必要性や効果、優先度により事務事業を再検証し、長期（5年以上）にわたり実施している事業については、事業内容の見直しや終期の設定を行い、効果の上がらないものについては廃止を含め積極的に見直し、財源を捻出することとする。特に平成28年度は、財政健全化のスタートの年であり、より一層の歳出削減や徹底した行財政改革を推進し、身の丈にあった行財政の再構築を図り、財政の健全化を推進するとともに、「農林業の振興」、「教育の振興」、「地場産業の振興と企業誘致」、「医療・福祉の充実」、「災害に強い安全安心の豊かなまちづくり」などの政策の推進との両立を図り「元気なまち橋本市」の実現に向け取り組むこととする。

このため、平成28年度の予算編成にあたっては、本市の厳しい財政状況を全職員が認識し、英知を結集して予算編成を行うものとする。

平成 27 年 10 月 27 日

部 課 長 各 位

総 務 部 長

## 平成28年度予算編成要領

本市の財政状況は、平成 26 年度決算においては経常収支比率が 97.7%と前年度 (96.6%) より 1.1%悪化し、財源の不均衡を調整するための財政調整基金を大幅に取り崩さなければ収支均衡が図れない状況となっている。

本市の財政調整基金及び減債基金といった一般財源化できる基金の残高は、年々減少しており、平成 26 年度決算時点における残高は約 10 億 8 千万円となり、県下 9 市では最低となっている。加えて今後、歳入では普通交付税の減少、事業の財源としての有利な合併特例債の発行可能残高の減少、さらに歳出では、子ども子育て支援新制度にかかる給付費など社会保障経費の増加や起債の償還額の増加により、このままの状況が続けば、早ければ平成 29 年度には一般財源化できる基金が枯渇し、「赤字団体」へ転落することも十分に予見できることから、現在、約 6 億円の経費削減を盛り込んだ「財政健全化計画」の策定を進めているところである。

このことから、平成 28 年度の当初予算編成においては、健全化計画にかかる経費削減を反映させていくこととなり、とりわけ政策的経費については実施計画の事業費を上限とし、物件費については先日より各部署から提出のあった経費削減案に加えて、需用費の部署別枠配分予算の実施、そして備品購入費の上限設定など従来以上に厳しい予算編成となることを十分に留意されたい。

また、各部署においては、今一度それぞれの事務事業を再検証し、費用対効果の見込めない事業の廃止や見直しに着手するとともに、経常的経費にかかる予算を部内関係課で協力しあい、かつ創意工夫をしたうえで予算要求書を作成していただくこととなる。

なお、予算要求にあつたては自分の家計と捉え、強い危機感を以って経費削減にご努力・ご協力をお願いするとともに、平成 28 年度予算編成にあつては下記基本的事項を十分認識したうえで、所属職員にも周知徹底を図られるようお願いする。

## 1. 基本的事項

- (1) 平成 28 年度当初予算は、1 年間の歳入・歳出を精査したうえで年間必要額を要求すること。
- (2) 国の政策・予算を注視し、その財源についても上部関係機関に確認をしたうえで要求すること。  
特に、補助金・交付金の削減に留意すること。
- (3) 国または県において廃止又は縮小される事業の単純な予算振替は認めない。  
なお、予算編成時点で国の政策変更が確定せず従来どおりに予算化を行っても、国において事業廃止された場合は、直ちに予算の執行を止めることとする。
- (4) 平成 27 年 8 月 12 日付行政改革推進室長名で依頼のあった「平成 28 年度当初予算編成に向けての経費削減調書について」により、各部署から提出のあった削減内容は必ず反映させること。
- (5) 需用費は光熱水費を除いた経費について、前年度当初予算額から 5 % 減額を行った額で各部署単位に枠配分する。この場合、国費又は県費の特定財源が見込める経費を除いた経費を対象とする。  
ただし、枠内での対応が困難な場合は、不足分を他の経費で調整するか、または部内で調整されたい。なお、配分額は 1 年間を通した額であり、当然補正財源も含む額である。
- (6) 会議等における賄費は原則計上しないこと。  
特殊事情がある場合は財政課と協議すること。
- (7) 備品購入費については、市全体の予算額を一般財源ベースで 5 千万円とし、平成 27 年度当初予算時の各部の予算割合を以ってまずは枠配分する。枠内での対応が困難な場合は優先順位をつけること。  
最終的に市全体の予算額を上回る場合は、優先順位等により財政課において精査する。
- (8) 平成 28 年度で新たに発生する経費のうち 1 項目で 10 万円を超える経費については、別途一覧表にまとめて提出すること。予算編成に支障をきたす場合は、他の事業経費で相当分を削減することもありうる。
- (9) 「橋本市行政改革推進計画」に基づいた改革事項は、速やかに着手・実行すること。  
なお、当計画以外にも各課室において削減可能なものがある場合は、即座に実行すること。また、その削減策が全庁的に実施可能な場合は、行政改革推進室に積極的に提案すること。

- (10) 市長政策ロードマップ及び事務事業評価結果を確認し、その目標値や評価等に基づき予算を要求すること。
- (11) 政策的事業については、政策調整会議（実施計画対策事業を含む）で決定された事業を予算措置するものとする。ただし、事業費については財政事情により減額する場合もあるので了承されたい。  
なお、政策調整会議に諮った事業以外に緊急的に政策判断を必要とする事業が生じた場合は、事前に企画経営室と協議したうえで市長に説明し、その方向を決定すること。
- (12) 財政健全化を進める中で、新規事業を要望する場合、既存事業の見直しについては事業費の削減に留まるだけでなく、原則として一つの新規事業につき、一つの事業の廃止を前提として予算要求し、適切な事務量とすること。
- (13) 職員数の削減については、職員採用計画に基づき実施することとする。  
なお、各課の職員配置数については、企画経営室がヒアリングを実施して決定することとする。  
また、臨時職員の配置は特別な理由がない限り認めない。ただし、必要とする場合でも必要最小限の人員、期間とすること。
- (14) 歳入については、国庫補助金等の削減・廃止・交付金化などに十分留意するとともに、財源確保のために市税収入の確保や公共料金の見直し、遊休資産の売却や活用に努めること。  
また、歳出についても国・県からの事務事業の委譲等に留意すること。
- (15) 普通建設事業等にかかる国庫補助事業において、事務費が補助対象外となり市単独費で対応しなければならないことから、事務的経費の要求額は必要最小限に抑制すること。  
なお、今後大幅な財源不足が見込まれることから、普通建設事業は要求根拠のない経費や不必要と思われるものは、予算査定においても厳しく査定することとする。
- (16) 本来、国・県が負担すべき経費を市が負担をしたり、当然住民が負担すべきものを市が肩代わりすることのないよう、行政の責任領域と費用の負担を明確にすること。  
特に、市民と行政の協働の観点から市民が参加・参画できるものについては、積極的に情報提供を行い、市民と連携した「地域づくり・まちづくり」を進めること。
- (17) 「民間にできることは民間に」を基本に、民間委託の可能な分野を精査し、積極的に推進すること。特に、指定管理者制度により民間等に運営委託が可能なものについては積極的に取り組むこと。

- (18) 任意団体に対する補助金について、団体の自立を積極的に促すこと。  
特に、団体の総収入に占める市の補助金比率が低率で自立が可能な場合は、速やかに関係団体と協議すること。  
また、補助金等の予算要求は年間必要額を要求すること。  
なお、補助金等の交付の是非及び補助金額については、補助金等交付基準に基づき橋本市補助金等審査委員会の審査を経て決定するものとする。そのため、平成 27 年度当初予算は、当該団体の基準額を暫定予算として計上し、その後審査委員会で決定された補助金額の過不足を補正予算で対応するものとする。  
ただし、審査会での決定前に団体に対し補助金交付が必要な場合は、特別な理由がない限り原則として当初予算計上額の 2 分の 1 以内とする。
- (19) 特別会計及び企業会計においては、独立採算性を基本とし、安易に一般会計からの繰入金に依存せず経営健全化に努めること。